

重伝建地区内での「屋外広告物」について

重要伝統的建造物群保存地区内は広告物を表示・設置することが出来ない「禁止地区」に指定されていますが、公共的用途のほか次の広告物は表示・設置できます。

ただし、伝統的町並みと調和するよう、数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等についても配慮が必要です。

○表示・設置できる主な広告物

<ul style="list-style-type: none"> 自家広告（自己の氏名、名称、商標、事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事務所、営業所、作業場に表示する広告物）。 ＜ただし基準あり＞看板等の合計面積が5㎡を超える場合は市の許可が必要 	表札、○○商店、○△販売株式会社
<ul style="list-style-type: none"> 管理広告（自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示する広告物）。＜ただし基準あり＞ 	○○会社所有地、危険につき立入禁止
<ul style="list-style-type: none"> 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物。 ＜ただし基準あり＞ 	○○神社祭礼、○△家葬儀
<ul style="list-style-type: none"> 講演会、展覧会、音楽会等（イベント開催）のためその会場の敷地内に表示する広告物。＜ただし基準あり＞行政が後援するイベントの広告物は、市の許可を受ければ敷地外でも掲載可。 	○○チャリティーコンサート会場

そのほか、要件を満たせば、表示・設置できる広告物もあります。

×禁止されている主な広告物

<ul style="list-style-type: none"> 上記の自家広告で看板等の合計面積が15㎡を超える広告物 	
<ul style="list-style-type: none"> 上記の管理広告で看板等の合計面積が5㎡を超える広告物 	
<ul style="list-style-type: none"> 政治団体が政治活動のために表示するはり紙、はり札及等、広告旗、立看板等 	○○党

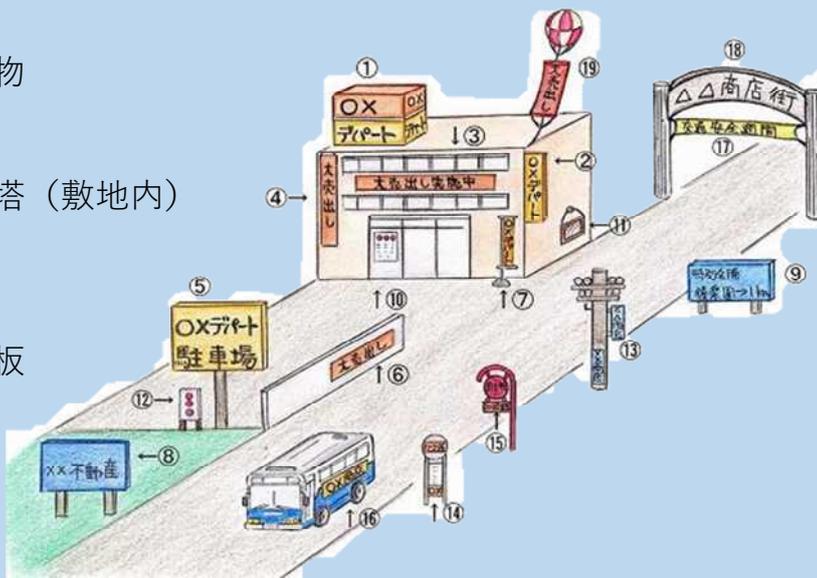
そのほかにも禁止されている広告物もあります。

屋外広告物について、詳しくは津山市管理課TEL32-2089まで

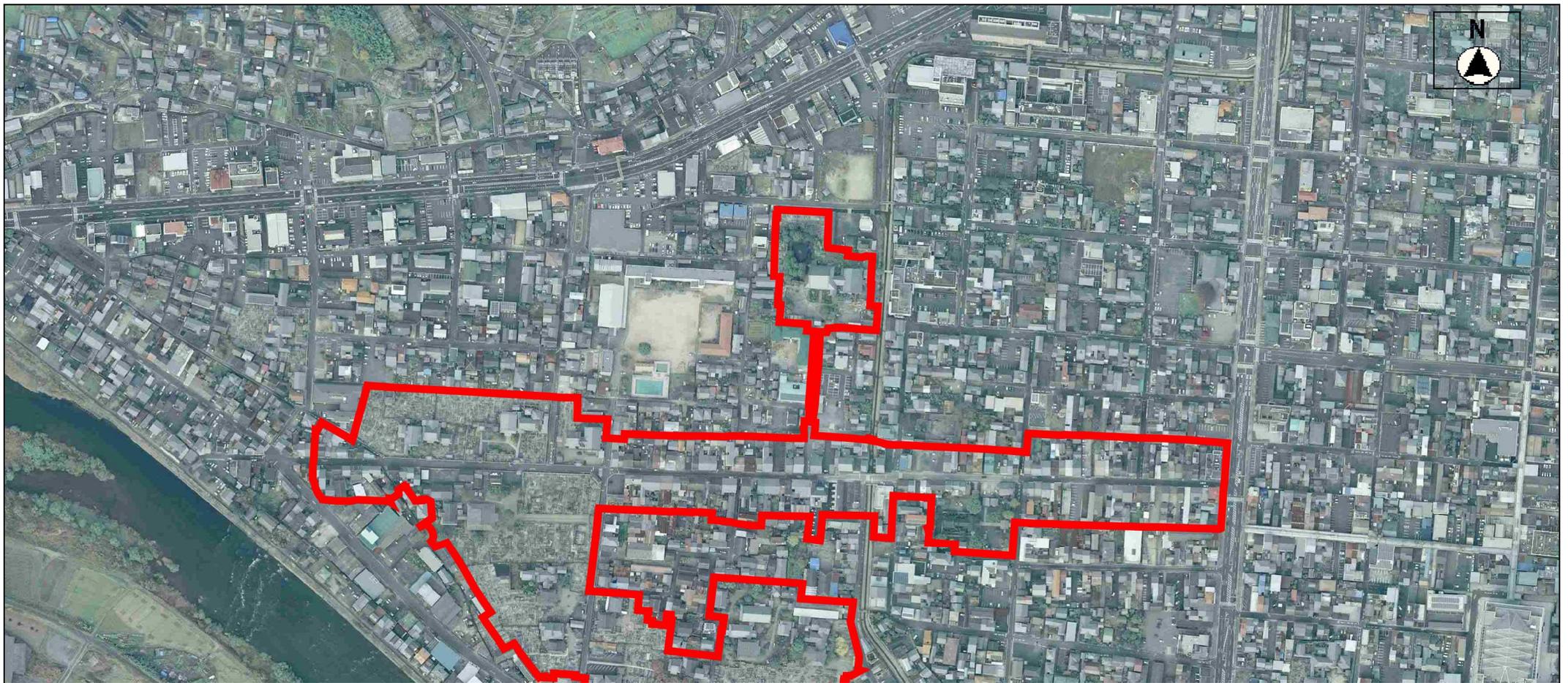
屋外広告物とは？

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示され、看板や立て看板、はり紙、建物などに掲出する表示

- ①屋上広告物
- ②突き出し広告物
- ③壁面広告物
- ④懸垂幕
- ⑤広告板・広告塔（敷地内）
- ⑥垣・塀広告物
- ⑦のぼり、旗
- ⑧野立広告物
- ⑨道標・案内図板



- ⑩はり紙
- ⑪はり札
- ⑫立看板
- ⑬電柱類広告物（袖付け、巻き付け）
- ⑭停留所標識利用広告物
- ⑮消火栓標識利用広告物
- ⑯車体広告物
- ⑰横断幕
- ⑱アーチ
- ⑲アドバルーン



津山市

津山市城西重要伝統的建造物群保存地区

面積約12.0ha